

第 22 回 経済の自由 (1)

【到達目標】 「公共の福祉」規定の法的性格について説明することができる。居住・移転の自由を保障する意義について理解している。財産権の保障の意味について説明することができる。財産権に対する制約のうち、どのような場合に補償を行う必要があるかや、日本国憲法 29 条 3 項の定める「正当な補償」の意味について理解している。

【事前学修】 帆足計事件最高裁判決 (I-105)、森林法事件最高裁判決 (I-96)、土地収用法最高裁判決 (I-101)、農地改革事件最高裁判決 (I-100) 及び河川附近地制限令事件最高裁判決 (I-102) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

1. 公共の福祉

- ・ いかなる人権も、絶対無制限に保障されるのではなく、公共の福祉による制限がある。
- ・ 公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、自由権一般には、12 条や 13 条を根拠とした必要最小限度の内在的な制約のみが認められ、経済的自由権には、22 条や 29 条を根拠に、福祉国家理念の実現という見地からの政策的な制約が予定されている。

2. 居住・移転の自由

- ・ 22 条 1 項前段が保障する居住・移転の自由とは、どこに住み、どこへ移動するかについての自由であり、これには旅行の自由も含まれる。
- ・ 22 条 2 項は、外国移住の自由と国籍離脱の自由を、日本国民に対して保障する。
- ・ 海外渡航の自由 (外国旅行の自由) が憲法のどの条項で保障されるかについては、争いがある。22 条 1 項の居住・移転の自由に含まれるという見解や、13 条の幸福追求権に含まれるという見解もあるが、判例は、22 条 2 項の外国移住の自由に含まれるという (帆足計事件最高裁判決 (最大判昭和 33 年 9 月 10 日民集 12 卷 13 号 1969 頁))。

○ 帆足計事件最高裁判決 (最大判昭和 33 年 9 月 10 日民集 12 卷 13 号 1969 頁)

3. 財産権の保障

- ・ 29 条 1 項は、個人が現に有する具体的な財産上の権利と、個人が財産権を享有できる法制度とを保障する (森林法事件最高裁判決 (最大判昭和 62 年 4 月 22 日民集 41 卷 3 号 408 頁))。
- ・ 29 条 2 項は、1 項で保障された財産権の内容が、法律によって一般的に制約されるものであることを明らかにしている。
- ・ 29 条 3 項は、公共のために個人の私有財産を国家が制約できること、そして、その際には正当な補償が必要であることを規定する。
- ・ 補償が必要な場合とは、国家が特定個人に特別の犠牲を加えた場合である。すなわち、侵害行為が特定の者を対象とするものであるかと、侵害の程度が受忍限度を超えるものであるかを総合的に判断する。

- ・ 正当な補償とは、原則として、制約された財産の客観的な市場価格の全額を補償することをいう(土地収用法事件最高裁判決(最判昭和48年10月18日民集27巻9号1210頁))。ただし、判例は、戦後の農地改革のように社会の著しい変化が生じた場合などには、例外的に、当該財産について合理的に算出された相当な額であれば足りるとしたこともある(農地改革事件最高裁判決(最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁))。
  - ・ 補償請求は、通常、法令の具体的な規定(例えば、土地収用法68条以下)に基づいて行うが、たとえ法令に補償規定が欠く場合でも、憲法29条3項を直接の根拠に補償請求を行うことができる(河川附近地制限令事件最高裁判決(最大判昭和43年11月27日刑集22巻12号1402頁))。
- 森林法事件最高裁判決(最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁)
  - 農地改革事件最高裁判決(最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁)
  - 土地収用法最高裁判決(最判昭和48年10月18日民集27巻9号1210頁)
  - 証券取引法事件最高裁判決(最大判平成14年2月13日民集56巻2号331頁)
  - 予防接種事故第一審判決(東京地判昭和59年5月18日訟月30巻11号2011頁)

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、公共の福祉、居住・移転の自由及び財産権の保障について整理する。余力があれば、証券取引法事件最高裁判決(I-97)及び予防接種事故第一審判決(I-103)の事実の概要及び判旨等を読んでおく。

## Quiz

- Q22-1 公共の福祉に関する次のA説～C説の学説についての記述として最も適当なのはどれか。
- A説：憲法第12条、第13条の「公共の福祉」は、人権の外にあって、人権を制約することのできる原理である。
- B説：人権が公共の福祉によって制約されるのは、個別の人権規定で「公共の福祉」による制約を認めている場合だけであり、憲法第12条、第13条の「公共の福祉」は、人権制約の根拠となりえない。
- C説：公共の福祉は、人権相互の矛盾や衝突を調整するための実質的公平の原理である。
1. A説は、人権を制約する根拠には人権に内在するものと外在するものがあると考えている。
  2. B説に立つと、憲法第22条、第29条の「公共の福祉」は、特別の意味を持たないことになる。
  3. B説は、明治憲法の場合と同じように、人権一般に「法律の留保」を認めたことになると批判される。
  4. C説は、公共の福祉の内容を、自由権を各人に保障するために必要最小限度の規制のみを認める自由国家的公共の福祉と、社会権の実質的な保障のために自由権を規制する社会国家的公共の福祉とに区別する。
  5. C説は、新しい人権の法的根拠を憲法第13条とすることができなくなると批判される。  
(平成23年度裁判所事務官採用試験)
- Q22-2 居住・移転の自由等に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。
- ア. 憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及び、居住・移転の自由との関係では、我が国に在留する外国人に居住地に関する登録義務を課すことは、公共の福祉のための制限として許容されるものではない。
- イ. 国際慣習法上、外国人の入国を認めるか否かは各国の自由裁量に委ねられるとされており、居住・移転の自由を保障する憲法第22条第1項も日本国内における自由を保障する旨を規定したものであって、同項は外国人に日本への入国の自由を保障するものではない。
- ウ. 憲法第22条第2項は、我が国に在留する外国人の出国の自由を認めているところ、日本国民が外国へ一時旅行することが同項によって保障されているのと同様、出国の自由を認めている以上は、我が国に在留する外国人の再入国の自由も同項によって保障されていると解すべきである。
- エ. 憲法第22条第2項の外国に移住する自由には外国へ一時旅行する自由も含まれるが、海外渡航に際し旅券所持を義務付ける旅券法が「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」に対して外務大臣が旅券の発給を拒否することができることと定めていることは、公共の福祉のための合理的な制限として許容される。
1. ア
  2. ア、エ
  3. イ、ウ
  4. イ、エ
  5. ウ、エ
- (平成25年度国家公務員採用総合職試験)